

電気通信大学全学教育・学生支援機構大学教育センター企画開発会議規程

平成22年 3月19日

改正

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学全学教育・学生支援機構大学教育センター規程第6条第2項の規定に基づき電気通信大学全学教育・学生支援機構大学教育センター企画開発会議（以下「企画開発会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画開発会議は、全学的視点に立って教育の基本方針の企画・立案等及び大学教育センターの運営に関し必要な事項を審議するとともに、各部門の連絡調整を行う。

(構成員)

第3条 企画開発会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学教育センター長
- (2) 大学教育センター副センター長
- (3) 情報理工学研究科教育委員会委員長
- (4) 情報理工学域教育委員会委員長
- (5) その他議長が必要と認めた者

(議長)

第4条 企画開発会議に議長を置き、大学教育センター長をもって充てる。

(副議長)

第5条 企画開発会議に副議長を置き、大学教育センター長が指名する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(その他の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、その他の者を企画開発会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 企画開発会議に関する事務は、学務部教務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、企画開発会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 電気通信大学大学教育センター運営委員会規程（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。